



Tax Watch Update

Issue No. 2

2011年3月

はじめに	2
2010年税金確定申告のガイダンス	2
法人所得税	2
個人所得税	2
保険事業に対する課税	3
関税及び税関に関する規則	5



はじめに

今月号では、2010 年度税金確定申告に関する新たなガイダンス、法人所得税、個人所得税、保険事業に関する税金及び関税・税関に関するベトナムの最新情報を記載しました。これらの最新の規制やその影響についてご検討を頂き、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

2010 年税金確定申告に関するガイダンス

2011 年 1 月の Tax watch update No.1 に記載しましたように、2011 年 2 月 14 日に税務総局より正式に OL 518/TCT-CS が公表されました。この OL は法人所得税の確定申告のガイドラインとして、付加価値税・特別消費税・外国契約者源泉税に関する留意点が記載されています。

法人所得税（法人税）

法人税に関する Circular 130/2008/TT-BTC の改定

11 年 1 月の Tax watch update No.1 に記載しましたように、2011 年 2 月 10 日に財務省は法人税に関する Circular130/2008/TT-BTC を改定する Circular18/2011/TT-BTC を正式に公表されました。

OL7250/BTC-TCT の適用継続

2010 年 6 月 7 日に財務省より 2009 年度法人税の確定申告の問題点を明確にすることを目的とした OL7250/BTC-TCT が公表されました。2011 年 2 月 4 日付け財務省の OL1933/BTC-TCT により、上記の OL は引き続き 2010 年度法人税の確定申告に適用されます。

個人所得税

2010 年個人所得税の確定申告に関するガイダンス

11 年 1 月の Tax watch update No.1 に記載しましたように、2011 年 2 月 11 日に税務総局より 2010 年個人所得税の確定申告へのガイドラインを定めた OL486/TCT-CS が正式に公表されました。2010 年度個人所得税の確定申告書の提出期限は 2011 年 3 月 31 日と規定されています。

個人所得税に関する Circular 84/2008 及び Circular 02/2010 の改定

2011 年 1 月 26 日に、財務省より個人所所得税に関する 2008 年 9 月 30 日付け Circular 84/2008 及び 2010 年 01 月 11 日付け Circular 02/2010/TT-BTC を改定する Circular 12/2011/TT-BTC が公表されました。重要な変更点を以下に記載いたします。

1. 2008年9月30日付け Circular 84/2008 の一部条項が以下の様に改定

(i) 資本投資課税所得に関する A 部、II 目、3.5 点の改定

資本投資所得は国内外組織（ベトナムで設立され、活動許可を取得した外国組織も含める）が発行する債権、小切手、その他有価書類の利息等と規定されます。ただし、ベトナム政府が発行した債券の利息及び本 Circular の A 部、III 目、7 点に規定する貯金の利息を除きます。

(ii) 資本投資からの課税所得に関する A 部、III 目、7 点の改定

この点に規定され、免税となる貯金利息とは合意による全て元金、利息を返済する原則に基づいて、信用組織に無期限・有期限で貯金する現金（VND）・金・外貨の利子、小切手・手形・貯金証明書などから受ける所得となります。信用組織法の規定に基づいて設立・活動を行っている信用組織から受ける利息は免税の対象には属しません。

生命保険契約からの利息とは生命保険会社との生命保険契約に基づく利息です。

上記の利息に対し免税となる所得を決める根拠には以下の書類等が求められます。

- ▶ 貯金利息には、貯金帳（或いは貯金カード）、貯金証明書、小切手、手形及びその他書類
- ▶ 生命保険からの利息には、生命保険契約に基づく利息返済証明書

2. Circular 84/2008 を補足する 2010 年 01 月 11 日付け Circular 02/2010/TT-BTC の一部条項の改定

建物・土地所有権の譲渡に対する免税を規定する第 2 条の「建物の購入権を取得するための出資契約或いは建物、アパートの購入契約譲渡」の語句は「将来に形成する住宅の販売契約」に修正されました。従って、個人が住宅・土地所有権を所有する場合、または将来的に住宅販売契約譲渡が発生する場合、該当譲渡活動からの所得は個人所得税の免税対象外となります。

同じように、免税される不動産である承継、贈物からの所得を規定する第 2 条、第 3 条の「建物・アパートの購入権を取得するための出資契約」語句も「将来に形成する住宅の販売契約」に修正されます。

不動産譲渡からの所得に対する税金計算根拠を規定する第 5 条 3.5.3. (b) 点の以下の語句は排除されました。

「個人が建物・アパートの購入権を取得するための出資契約を譲渡する場合、購入価格は出資証明書、インボイス、関連費用を証明する、その他証明書をベースにして計算されます。不動産譲渡に関する費用とは、不動産を購入するために信用組織へ返済をする債務利息を含める。一部資金だけ出資した場合（契約の全額をまだ納付していない）購入価格は以下の計算式をベースにして計算します。

$$\text{購入価格} = \text{契約による総投資金} - \text{未納資金} + \text{その他関連費用}$$

不動産譲渡よりの所得に対する税金申告を規定をする第 6 条は変更されました。

Circular 12/2011/TT-BTC は署名日より 45 後日に有効となります。

保険事業に対する税金

付加価値税及び法人税に関する新たな Circular

2011 年 1 月 21 日に財務省より保険事業に対する付加価値税及び法人税に関する Circular 09/2011/TT-BTC が公表されました。この Circular の特筆すべき重要な点を以下に記します。

1. 付加価値税

(i) 付加価値税の課税対象

以下の(ii)に規定する課税対象以外の役務を除いて、保険会社が提供する、その他商品・役務は付加価値税の課税対象になります。

(ii) 付加価値税の課税対象外

- ▶ 生命保険、健康保険、生命保険の損害保険；学資保険；船員や乗組員傷害保険；傷害保険（傷害保険、生命、入院保険を含む）；旅客傷害保険；旅行保険；運転手・運転サポート者・乗客用傷害保険；保険商品；入院保険；個人の生命保険；電気使用者の保険；労働者補償保険；健康保険及びその他、人の健康に関する保険
- ▶ 労災保険労働者、健康保険と人間の健康に関連する他の保険
- ▶ ペット保険、植木保険及びその他農業保管サービス
- ▶ 再保険
- ▶ 保険代理店の訓練
- ▶ ベトナムの経済特権水域、ベトナムとベトナム海岸に隣接或いは反対側の海岸がある国との共同開拓を合意した海岸に於いて活動するために、外国契約者或いは石油請負者が借りる建設物、石油設備、外国国籍を有する油船に対する保険

(iii) 税率

税率 0%は非関税地区に設置する事業体及び海外での組織、個人に提供する保険サービス、保険仲介サービス、鑑定代理サービス、補償検討代理、第三者に対する賠償要求の代理、100%補償する商品処理などのサービスに適用されます。

税率 10%が免税対象とならない保険事業活動に適用される。

上記の保険事業活動以外の事業活動は付加価値税の税率は付加価値税法及びガイダンスの規定に基づきます。

その他に税金の計算方法、インボイス、登記、申告、納税などに関するガイダンスも記載されています。

2. 法人税

法人税は法人税法及びそのガイダンスに基づいて計算されますが、以下に売上、売上計算時点、及び控除可能な費用に関する新たなガイダンスを記載いたします。

(i) 売上

課税所得を計算するための売上は保険会社が受けた付加価値税を含まない保険サービス及びその他商品・役務の提供費、サーチャージ、追加料金も含めます。具体的に

保険営業からの売上

各保険会社は共同保険に参加する場合、課税所得を計算するための売上は保険料に納付比率をベースにして分配するオリジナル保険料とします。（この保険料は付加価値税を含まない）

保険契約書には期別に保険料を納付すると規定する場合、課税所得を計算するための売上は当期に回収する金額とします。

各所属事業体の間或いは会計所属事業体と本社との委任回収業務を実施する場合、課税所得を計算するための売上は委任回収金額を含みません。

保険仲介売上：保険仲介コミッション、減少・還付された保険仲介コミッションを引いた保険仲介コミッションを含めます。

(ii) 売上計算時点

保険事業活動に対する売上計算時点は、保険事業法の規定による保険会社の保険購入者に対する責任が発生する時点とします。お金を回収できるか否かには関係がありません。

保険仲介事業活動に対する売上計算時点は、保険契約の保険責任が発生する時点とします。お金を回収できるか否かには関係がありません。

再保険事業活動の売上、再保険譲渡コミッション及び再保険譲渡活動から発生するその他回収金額の計算時点は、再保険に関する支払書が承認された時点です。際保険活動に対する売上確定時点も再保険譲渡会社の費用を計算する時点です。

(iii) 控除可能な費用

保険会社の控除可能な費用を以下に記載します。

- ▶ オリジナル保険契約による補償（非生命保険に対するオリジナル保険の補償、生命保険に対する保険金の返済）及び再保険契約による再保険譲渡補償金の回収、第三者の償還金の回収、処理した商品の回収、100%補償の回収など支出を減少するために回収しなければならない金額を引いた補償；
- ▶ 再保険の譲渡費；
- ▶ 保険事業に関する規則に基づく業務予防金の引当；
- ▶ 保険事業に関する規則に基づく保険コミッション、保険仲介コミッション；法律に基づく損失鑑定依頼ための費用；
- ▶ 損失鑑定、補償検討・解決、第三者の償還要求など代理サービスに関する費用；
- ▶ 100%補償された商品処理費；
- ▶ 保険事業に関する規則に基づく保険代理点管理費；
- ▶ 規定による損失を予防、制限するための費用
- ▶ 損失を予防・制限するための支出は法律に規定する目的に使用されなければならない上、証明するインボイス、証明書を十分に持たなければなりません。
- ▶ 情報収集、保険対象の調査・審査に支出する費用を含める保険対象のリスク評価費；
- ▶ 保険事業に関する規則に基づく保険に基づく強制的引当金；
- ▶ 事業体の実績に応じる賞金。この賞金は給料以外で、労働契約書或いは労働集約、或いは取締役会或いは役員会の決定に定めなければなりません；
- ▶ 保険事業に関する規則に基づくその他支出。

Circular 09/2011/TT-BTC は 2005 年 12 月 13 日付け 111/2005/TT-BTC 及び本 Circular に相違する財務省の保険事業の付加価値税、法人税に関する以前ガイダンスに取って代わり、署名日の 45 日後より発効となります。

関税及び通関に関する規則

2010年10月01日以前にライセンスを取得したプロジェクトの投資優遇

2011 年 01 月 24 日付け財務省の 0L1177/BTC-CST に記載された意見により、2010 年 10 月 01 日以前に投資優遇証明書、投資ライセンスを取得した投資奨励プロジェクトは優遇関税率が 2010 年 8 月 13 日付け Decree 87/2010/ND-CP に規定された関税率より高い場合、残りの活動期間に引き続き優遇関税率が適用されます。

輸入部品に対する税金処理

2011年01月25日付け財務省の0L1285/BTC-TCHQにより、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジを製造、組み立てるための部品が組み立てられている半製品である場合、製品としての輸入税率が適用されます。まだ組立てられないで、ばらばらな部品は部品別に輸入税率が適用されます。

外関倉庫の申告書に実際輸出認定

税関総局は2011年01月20日付けOL303/TCHQ-GSQLを公表しました。このOLにより、輸出国地点の税関当局は国境、航空、鉄道及び国内水道の輸出国地点を通じて外国に輸出する商品の外関倉庫申告書に実際輸出認定に関する責任を負いません。この認定権限は外関倉庫の管理関税支局に所属となります。

現場輸出入商品に対する付加価値税

輸向け製品を引き続き生産・加工するため、現場で輸出、輸入条件を満たす商品に対する付加価値税の適用に関する問題点は財務省の2011年01月24日付けOL1135/BTC-TCTにより明瞭化されました。従って、現場輸入会社は現場輸出/輸入商品を使用して輸出製品を生産することが担保された場合、現場輸出会社は輸出品を付加価値税税率0%でインボイスを発行します。税務当局が検査をするために、現場輸出会社と現場輸入会社は実際に製品を外国に輸出したことの証明書を保管することが義務づけられています。

税務当局により、現場輸入会社が実際に外国に輸出をしないで、国内市場に販売したことが発見された場合、現場輸出会社は通常の付加価値税税率で再度申告を行い、付加価値税を納付します。

略称一覧（和訳）

CIT	Corporate Income Tax	法人所得税
DTA	Double Tax Agreement	二重課税防止協定
EPE	Export Processing Enterprises	輸出加工企業
FC	Foreign Contractor	外国契約者
FCT	Foreign Contractor Tax	外国契約者源泉税
FIE	Foreign Invested Enterprises	外国投資企業
GDT	General Department of Taxation	税務総局
GDC	General Department of Customs	税関総局
MoC	Ministry of Construction	建設省
MoF	Ministry of Finance	財務省
MoIT	Ministry of Industry and Trade	工業貿易省
MOLISA	Ministry of Labor-War Invalids and Social Affairs	労働傷病兵社会福祉省
OL	Official Letter	Official Letter
NRT	Natural Resources Tax	天然資源税
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
SBV	The State Bank of Vietnam	ベトナム中央銀行
SI	Social Insurance	社会保険
SSC	State Securities Commission	国家証券委員会
SST	Special Sales Tax	特別売上税
VAT	Value-added Tax	付加価値税
VAS	Vietnamese Accounting System	ベトナム会計システム

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Tuan Dinh Pham tuan.dinh.pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	ディレクター
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	ディレクター
Ronelle Acheron ronelle.acheron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Bernard U. Cobarrubias bernard.cobarrubias@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
中島 敬仁 takahito.nakajima@vn.ey.com	日系企業担当シニア・マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて
アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000144

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn